

第74回（第75回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会 各競技会開催事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 第74回（第75回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会奈良県実行委員会会長（以下「会長」という。）は、奈良県実施競技団体（以下「競技団体」という。）が実施する第74回（第75回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会各競技会開催事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に準じるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、第74回（第75回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会総則に基づき、競技団体が開催する競技会とする。

（補助対象経費及び補助額）

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料その他の事業に直接必要な経費	予算の範囲内において、会長が定める額

（経費執行基準）

第4条 適切な事業経費により競技会を開催するため、概ねの経費執行基準について、別表第1のとおり定める。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 競技会実施要項
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 会長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるとき、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知（第4号様式）するものとする。この場合において、会長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 会長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(記載事項変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業計画について変更（補助金の額の変更を伴わない経費の配分の20%未満の変更を除く。）をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（第6号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第10条 会長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業実績の報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日から30日を経過した日又は令和2年3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の精算)

第12条 会長は、前条の規定による書類を受理した場合において、相当と認め補助金の額を確定したときは、通知するとともに、補助金を第8第1項の規定により概算払をした額を精算して交付する。

- 2 前項の規定により、補助金の精算払を受けようとする者は、精算払請求書（第10号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第9条の規定に違反したとき。
 - (3) 第10条の規定による会長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 支出額が予算額に比べて減少したとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、会長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の保管等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿等を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度終了の日の翌日から2月を経過する日から5年間は、これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。